

第4回主幹教諭研修(任用2年目)

教育行政と教育施策



鳴門教育大学 藤田 完

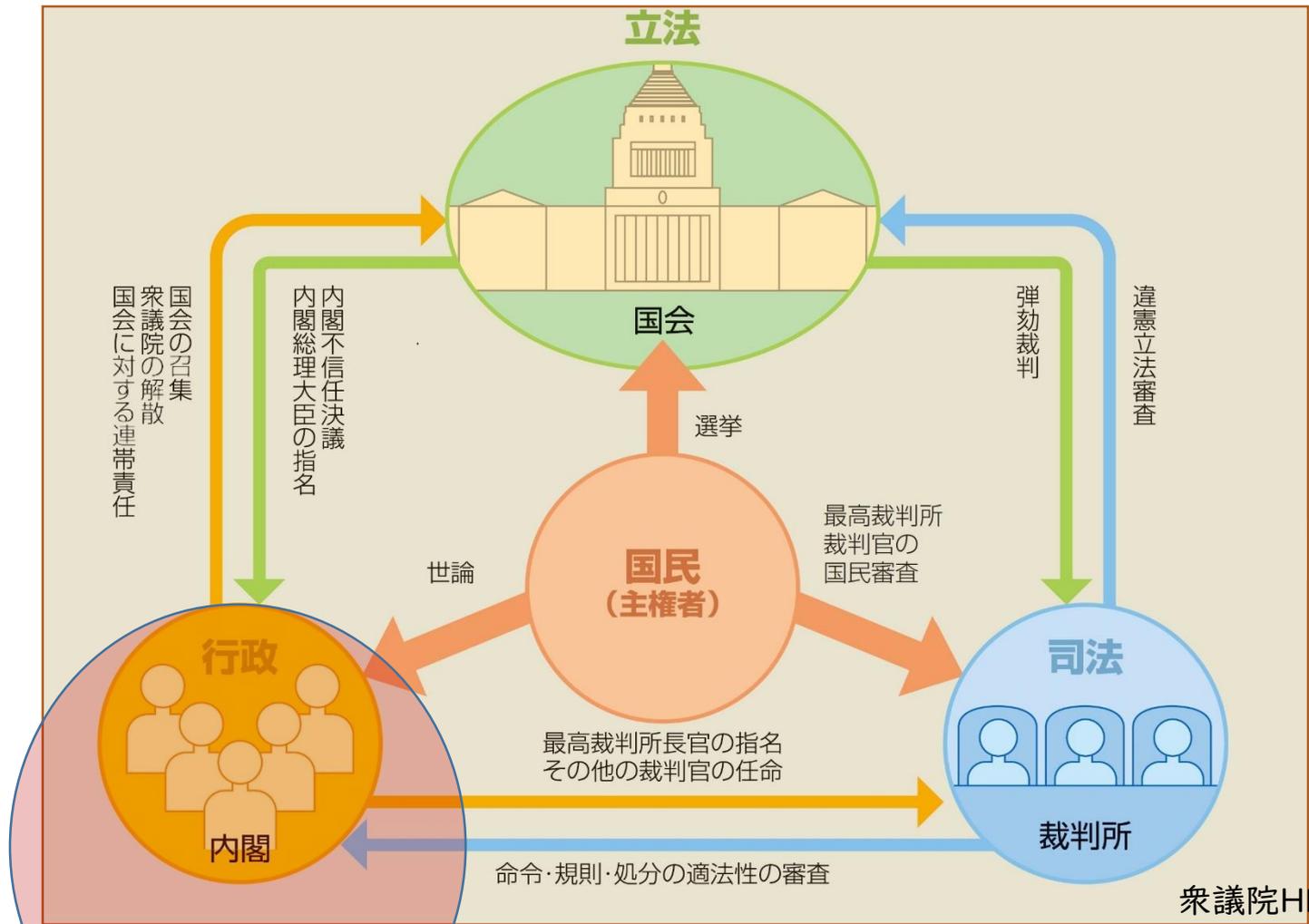
はじめに

Q1 本県で解決すべき「教育の課題」は何だと考えていますか。

1 教育行政とは

Q2 教育行政の担い手は誰？

1 教育行政とは



に基づき公の目的を
達するための作用

①国家作用の一つ。立法・司法以外の統治または国政作用の総称。すなわち司法（裁判）以外で、法の下において公の目的を達するためにする作用。

②内閣以下の国の機関または公共団体が、法律・政令その他法規の範囲内で行う政務。

教育行政とは
国または地方公共団体が、
立法機関によって成文化された教育政策、
すなわち教育に関する法令を實現化する作用
又は行為

1 教育行政とは

日本国憲法
教育基本法

教育の基本に関する法規

学校教育法 学校教育法施行令
小学校設置基準 中学校設置基準
高等学校設置基準 幼稚園設置基準
教科用図書検定規則 教科書無償措置法

学校教育に関する法規

社会教育に関する法規

社会教育法 図書館法
博物館法 スポーツ振興法
文化財保護法 生涯学習振興法

国家行政組織法
文部科学省設置法
地方自治法
地方教育行政の組織及び運営に関する法律

地方財政法 地方交付税法
義務教育費国庫負担法
市町村立学校職員給与負担法

教育行政に関する法規

教育財政に関する法規

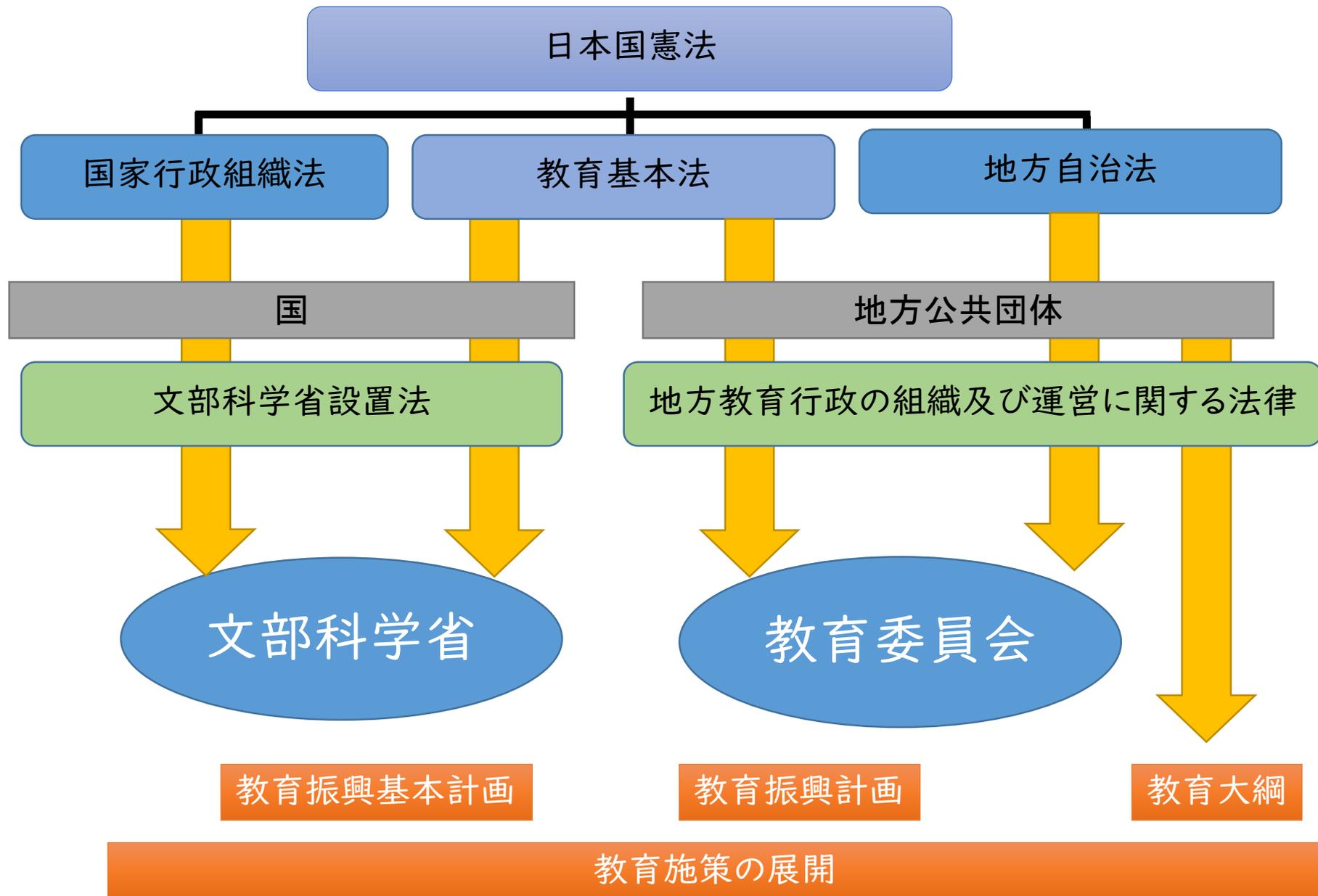
教職員に関する法規

児童生徒に関する法規

児童福祉法 少年法
少年院法
生活保護法

国家公務員法 人事院規則
地方公務員法 教育公務員特
例法 労働基準法
労働組合法

1 教育行政とは



2 教育行政機関

(1) 文部科学省

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 文部科学省の設置(第二条)

第二節 文部科学省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職(第五条)

第二節 審議会等

第一款 設置(第六条) 第二款 科学技術・学術審議会(第七条)

第三款 宇宙開発委員会(第八条-第十七条)

第四款 放射線審議会(第十八条)

第三節 施設等機関(第十九条)

第四節 特別の機関(第二十条-第二十三条)

第五節 地方支分部局(第二十四条)

第四章 文化庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第二十五条)

第二款 任務及び所掌事務(第二十六条・第二十七条)

第二節 審議会等(第二十八条-第三十条)

第三節 特別の機関(第三十一条)

第五章 雑則(第三十二条)

附則

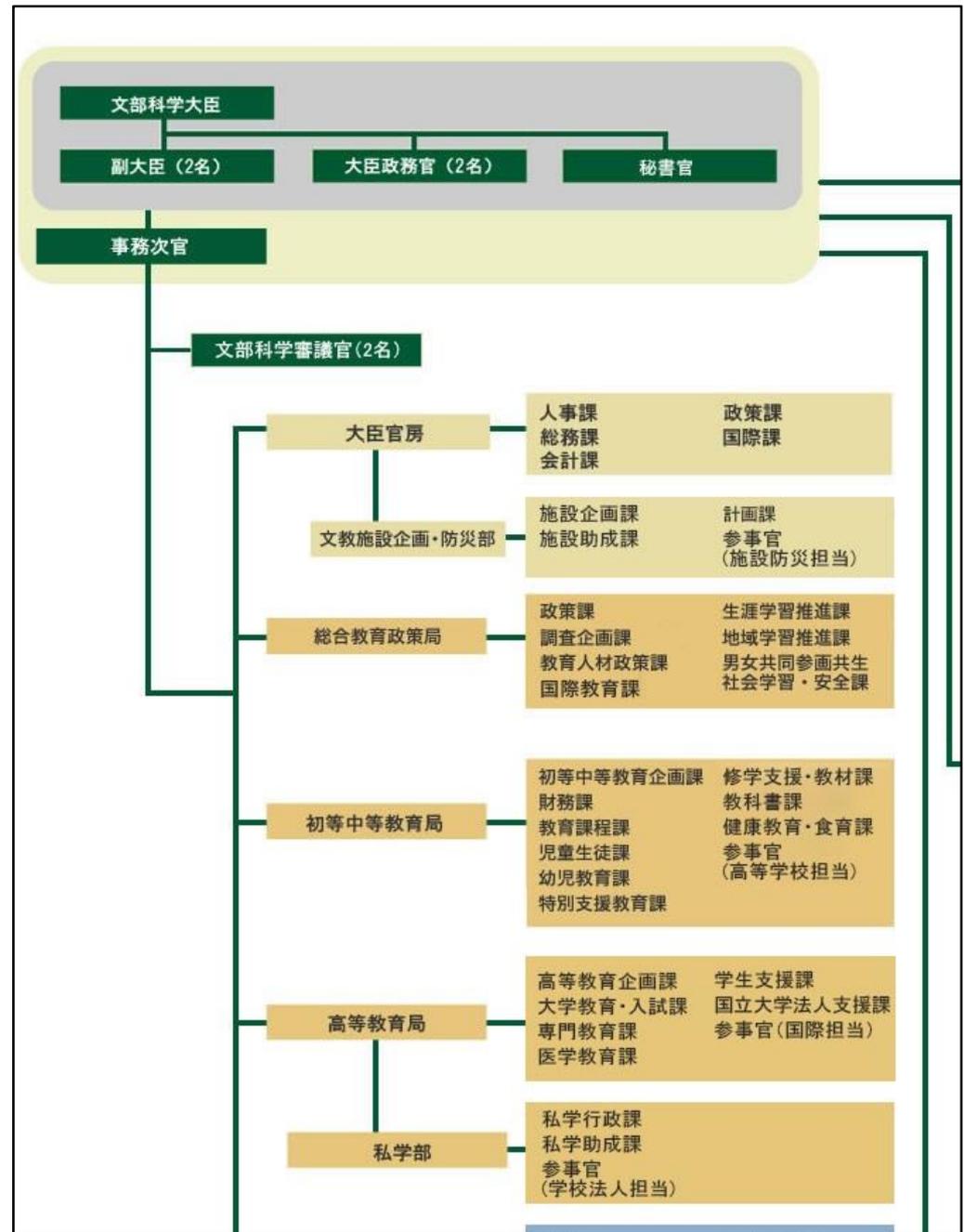
内部部局

大臣官房

総合教育政策局

初等中等教育局

高等教育局



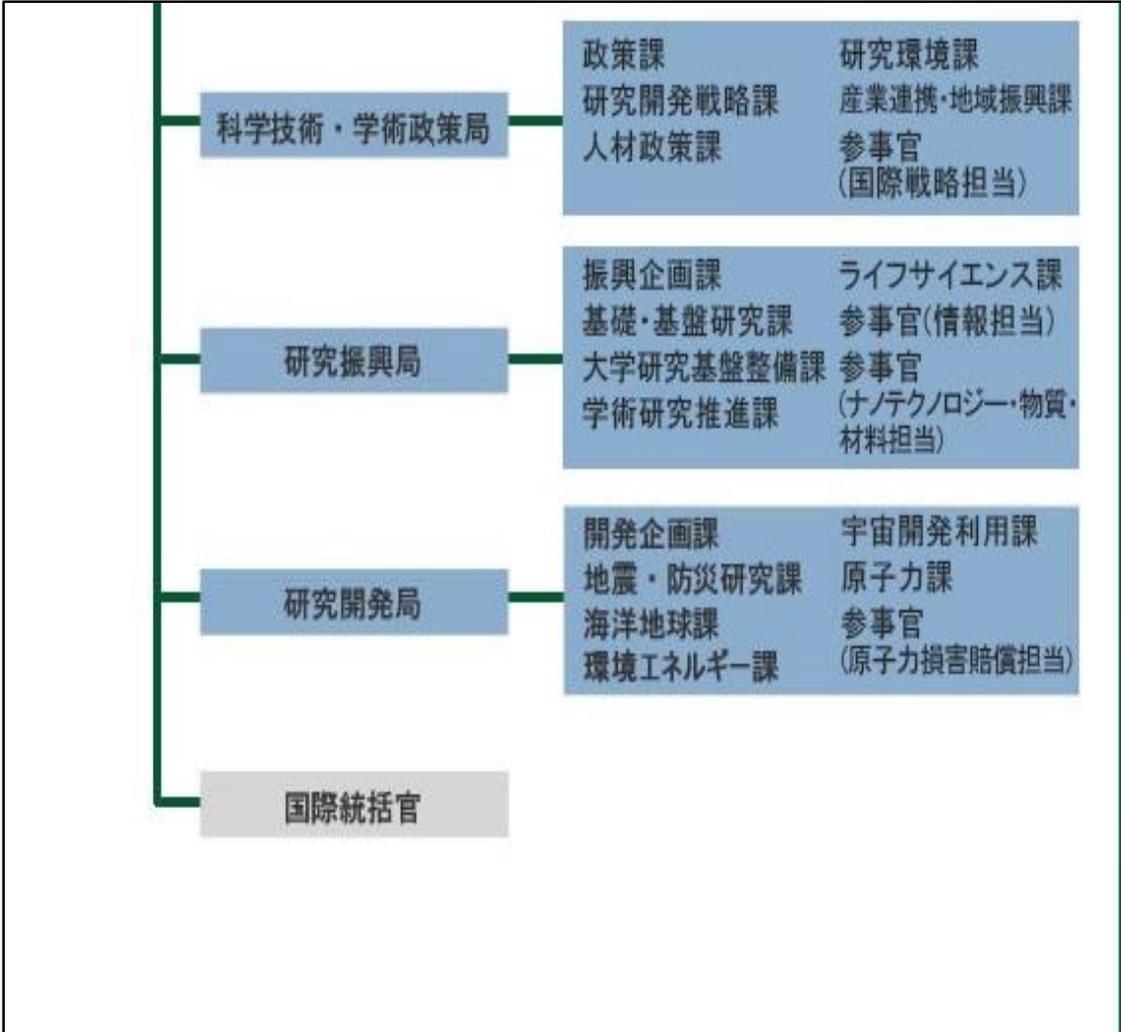
内部部局

科学技術・学術政策局

研究振興局

研究開発局

国際統括官





出典:スポーツ庁ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)

出典:文化庁ホームページ (<https://www.bunka.go.jp/>)

審議会

- 行政機関の附属機関 その長の諮問に応じて、特別の事項を調査、審議する合議制の機関
- 行政への国民参加、専門知識の導入、公正の確保、利害の調整等が目的

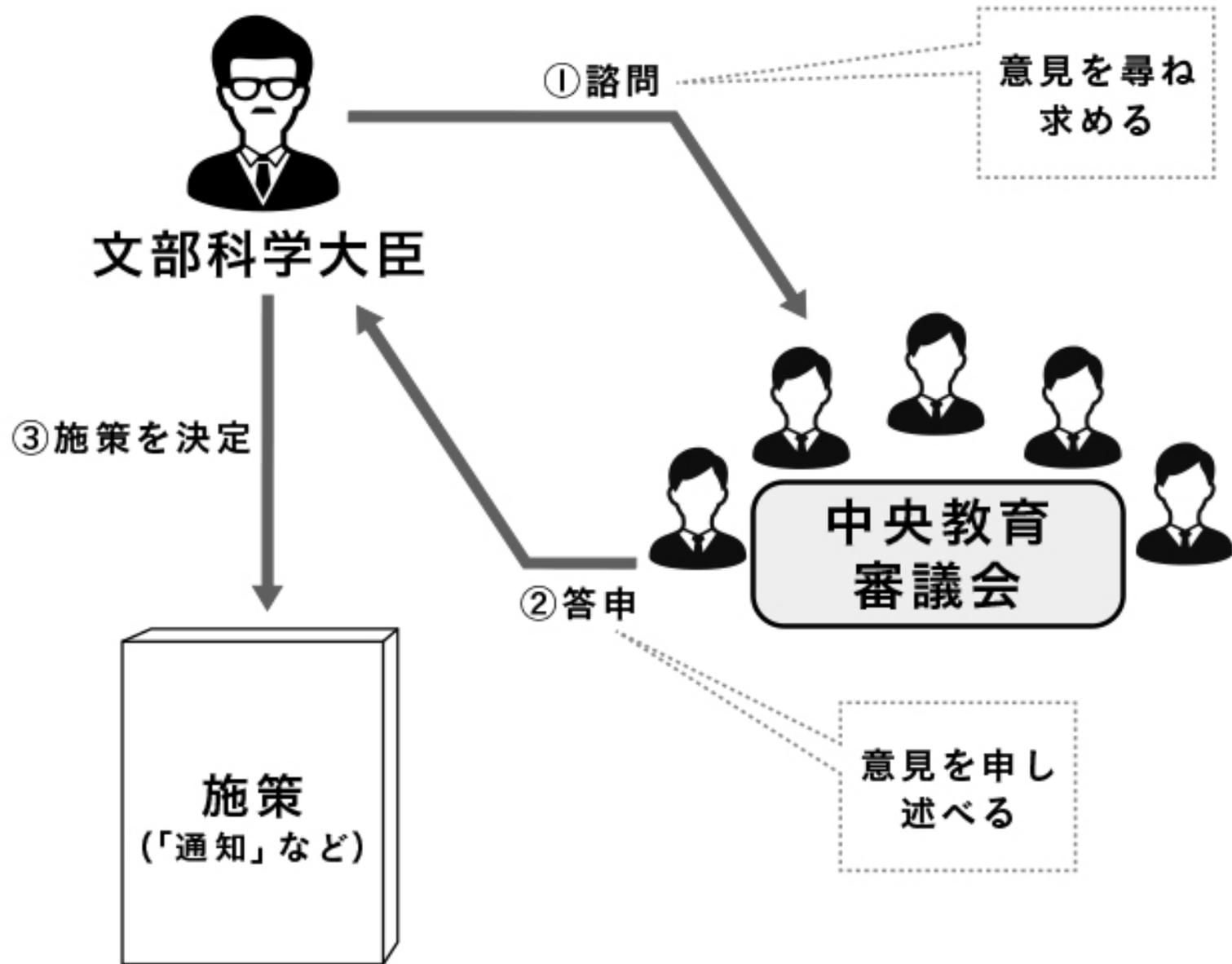
- 中央教育審議会**
文部科学省組織令
- 教科用図書検定調査審議会
文部科学省組織令
- 大学設置・学校法人審議会
文部科学省組織令
- 国立研究開発法人審議会
文部科学省組織令
- 国立大学法人評価委員会
国立大学法人法
- 科学技術・学術審議会
文部科学省設置法
- 原子力損害賠償紛争審査会
原子力損害の賠償に関する法律

- (スポーツ庁) スポーツ審議会 文部科学省組織令
- (文化庁) 文化審議会・宗教法人審議会
文部科学省設置法 宗教法人法

分科会

- 教育制度分科会
- 生涯学習分科会
- 初等中等教育分科会
- 大学分科会

国家行政組織法
(審議会等)
第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。



○教育課程部会

○教員養成部会

○学校安全部会

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 (R4.2～)

- ・ 教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ
- ・ 義務教育の在り方ワーキンググループ
- ・ 高等学校教育の在り方ワーキンググループ

◇デジタル学習基盤特別委員会 (R5.5～)

- ・ 次期ICT環境整備方針の在り方ワーキンググループ

◇質の高い教師の確保特別部会 (R5.6～)

△教育振興基本計画部会（～R5.3）

（「次期教育振興基本計画について（答申）」）

△「令和の日本型教育」を担う教師の在り方特別部会（～R4.12）

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）

△新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（～R3.1）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）

△学校における働き方改革特別部会（～H31.1）

（新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）

△チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会（～H27.12）

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）

諮問

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和5年5月22日中央教育審議会諮問）

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について （令和5年5月22日中央教育審議会諮問）【概要】

学校や教師を取り巻く環境

学校を取り巻く環境の変化

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0の時代」、先行き不透明・予測困難な「VUCA」の時代の到来
- 2050年には、生産年齢人口が現在の約3/4に減少、過去10年間で公立小中学校の児童生徒数が約1割減少
- 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒・不登校児童生徒の増加、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難の多様化・複雑化
- GIGAスクール構想による1人1台端末環境の実現、教育DXの推進によるデジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出の必要性

「令和の日本型学校教育」の実装を直接担う教師を取り巻く環境

＜令和4年度教員勤務実態調査速報値＞

平成28年度実施の前回調査との比較では、教師の時間外勤務の状況は一定程度改善。一方、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかに。

全国的に教師不足が指摘されている憂慮すべき状況。

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する教師に質の高い人材を確保することが必須であり、抜本的に教職の魅力を上昇させることが喫緊の課題

- ・教師に係る勤務制度を含めた一層実効性ある働き方改革の推進
- ・教師の給与に関する枠組みの見直しを含む処遇の改善
- ・学校の指導・運営体制の充実

**一体的・総合的な
推進が不可欠**

具体的な検討事項

①更なる学校における働き方改革の在り方について

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる役割分担・適正化を推進する観点からの学校・教師が担う業務の在り方
- ・「上限指針」の実効性を高めることができる仕組みの在り方
- ・各教育委員会における学校の働き方改革の取組状況等を「見える化」するための枠組みの在り方
- ・健康及び福祉の確保の観点からの、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方 等

②教師の処遇改善の在り方について

- ・教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、一律給料月額額の4%を支給することとしている教職調整額及び超勤4項目の在り方
- ・教育が教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいなど職務の特殊性に対する考え方
- ・現在の学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた時間外勤務手当の支給に対する考え方
- ・教師の意欲や能力の向上に資する給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリの在り方 等

③学校の指導・運営体制の充実の在り方について

- ・義務教育9年間を見通すことにも留意した、より柔軟な学級編制や教職員配置の在り方
- ・子供や学校、地域の実態に応じた柔軟な教育活動の実施の在り方
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえた、中学校を含めた、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築の在り方
- ・教育の質の向上と教師の負担軽減のための小学校高学年における教科担任制の在り方
- ・教員業務支援員等の支援スタッフの配置の在り方 等

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ではありますが、これらに関連する事項を含めて、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備について、幅広く御検討いただくようお願いします。なお、これらの課題は広範多岐にわたることから、審議の状況に応じ、施策を迅速かつ着実に実施していくために、逐次取りまとめでいただくことも御検討いただきますようお願いします。

提言（緊急提言）

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」
（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

別添資料 1-1

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、**できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめた**ものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について**更に議論を進める**予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

- ・国、都道府県、市町村、各学校の**それぞれの主体**ごとに、**具体的な対応策の好事例を横展開**

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- ・全ての学校で授業時数について点検し、特に、**標準授業時数を大幅に上回って**（年間1,086単位時間以上）**いる学校は、見直すことを前提に点検**を行い、指導体制に見合った計画に見直し
- ・**学校行事**について、**精選・重点化**、準備の**簡素化・省力化**

(3) ICTの活用による校務効率化の推進

- ・学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ・学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
- ・**保護者等からの過剰な苦情等**に対しては、教育委員会等の**行政による支援体制を構築**

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- ・令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「**指針**」の**実効性の向上**
- ・メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- ・在校等時間の把握方法等の改めての周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

- ・教師の持ちコマ数の軽減等にも資する**小学校高学年の教科担任制の強化**などの教職員定数の改善

(2) 支援スタッフの配置充実

- ・**教員業務支援員の全小・中学校への配置**をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実

(3) 処遇改善

- ・給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、**主任手当や管理職手当の額を速やかに改善**

(4) 教師のなり手の確保

- ・教師のなり手を新たに発掘するための**教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働**による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、**大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討**を推進

Q3 国や県からの新しい通知が来たとき？

(2) 教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(2014(H26)改正)

第1章 総則

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、**教育委員会の設置**、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成18年法律第120号)の趣旨にのっとり、**教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。**

(大綱の策定等) (略)

(総合教育会議) (略)

第2章 教育委員会の設置及び組織

第3章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

第4章 教育機関

第5章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

第6章 雑則

第2章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

(設置)

第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に**教育委員会**を置く。

(組織)

第三条 教育委員会は、**教育長及び四人の委員をもつて組織**する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(任期)

第五条 **教育長の任期は三年**とし、**委員の任期は四年**とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

平成23(2011)年10月11日
大津市中2いじめ自殺事件

これまでの 教育委員会の 課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある



平成25(2013)年
9月28日施行
いじめ防止対策推進法

教育委員会 の改革

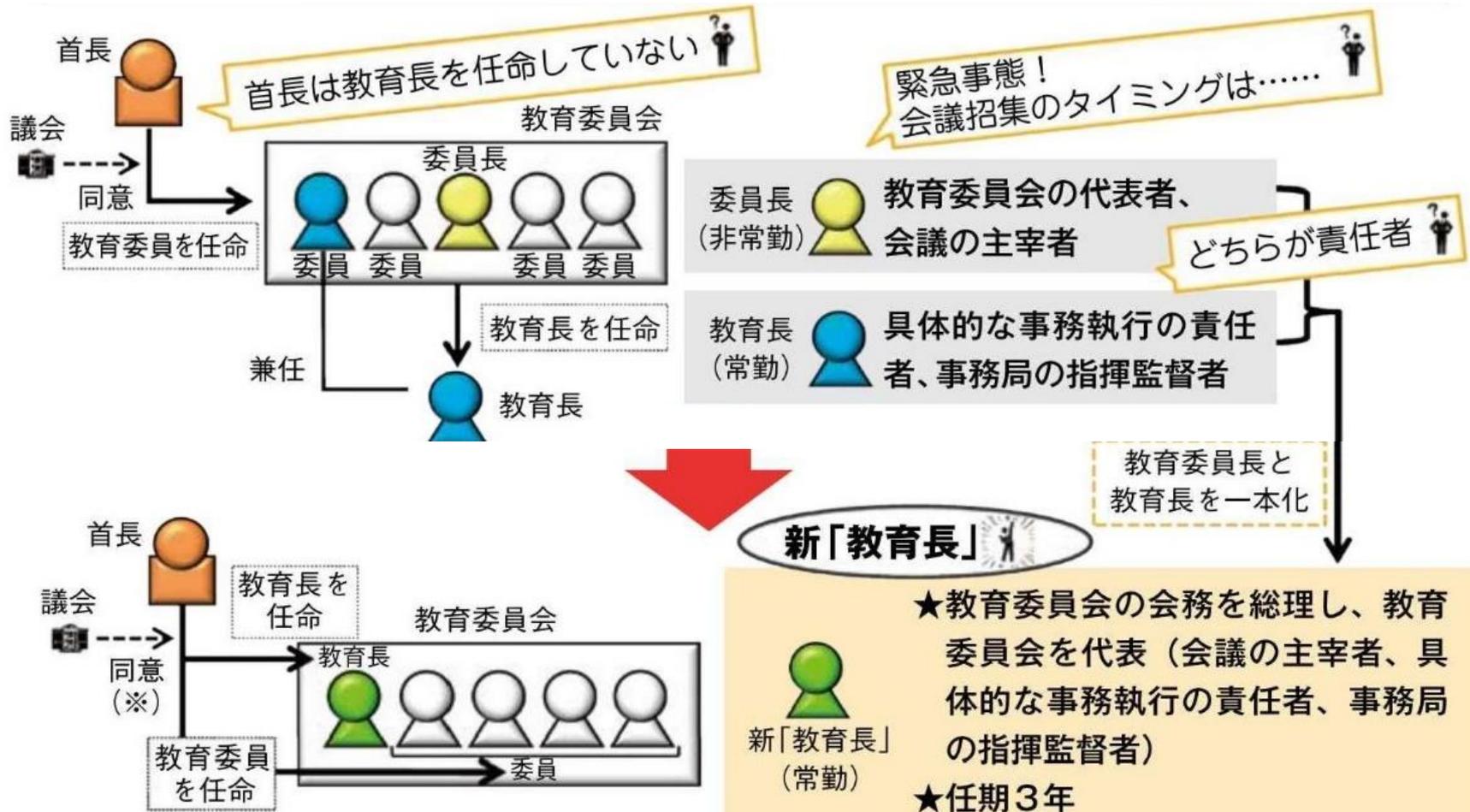
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

平成26(2014)年6月20日公布
「地方教育行政の組織及び運営に
関する法律の一部を改正する法律」

平成27(2015)年4月1日施行
教育委員会制度

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1 / 3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

✓教育委員会の審議の活性化

● 政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。
個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

● 継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、
安定的に行われることが必要。

● 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、
専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を
踏まえて行われることが必要。

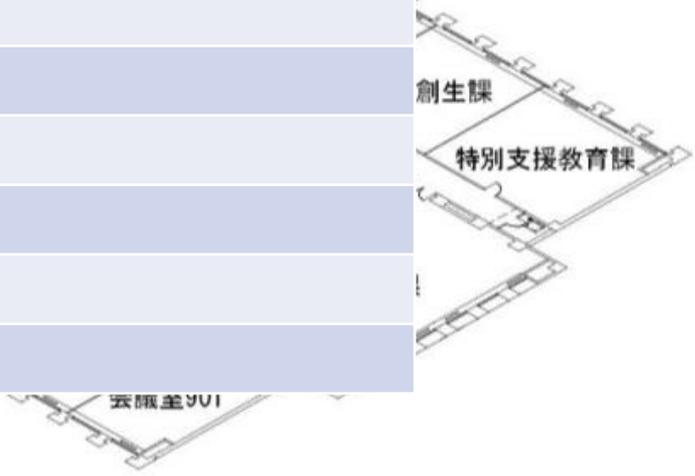
教育委員会事務局の組織・役割等

令和5年度
徳島県教育委員会事務局

9 F



- 教育政策課
- コンプライアンス推進室
- 施設整備課
- 教育創生課
- 教職員課
- 福利厚生課
- 学校教育課
- 特別支援教育課
- 人権教育課
- 体育健康安全課
- 生涯学習課



事務局の組織と分掌

Reiki-Base インターネット版 体系目次検索 (tokushima.lg.jp)

例規名称	制定年月日	種別番号
■ 第11編 教育		
第1章 教育委員会		
徳島県教育委員会委員定数条例	◆平成12年3月28日	条例第61号
徳島県教育委員会告示式規則	◆昭和31年7月31日	教育委員会規則第7号
徳島県教育委員会告示等告示式規程	◆平成20年3月31日	教育委員会告示第8号
徳島県教育委員会会議規則	◆昭和31年10月19日	教育委員会規則第11号
徳島県教育委員会会議の傍聴人規則	◆昭和31年10月19日	教育委員会規則第12号
徳島県教育委員会行政組織規則	◆昭和45年3月31日	教育委員会規則第4号
徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例	◆平成11年12月24日	条例第39号
徳島県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則	◆平成12年1月28日	教育委員会規則第1号
徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則	◆昭和46年2月2日	教育委員会規則第3号
徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則	◆昭和46年2月2日	教育委員会規則第4号
教育長の権限に属する事務の委任に関する規程	◆昭和46年3月23日	教育委員会教育長訓令第1号
徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程	◆昭和46年3月23日	教育委員会教育長訓令第2号
情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程	◆平成元年7月31日	教育委員会訓令第2号
徳島県教育委員会法令審査会規程	◆平成6年3月31日	教育委員会訓令第3号
徳島県教育委員会公文書管理規則	◆平成13年9月28日	教育委員会規則第10号
徳島県教育委員会文書規程	◆平成13年9月28日	教育委員会訓令第3号
徳島県教育委員会公印規程	◆昭和36年4月5日	教育委員会訓令第18号
徳島県情報公開条例の施行に関する規則	◆平成元年7月1日	教育委員会規則第11号
個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則	◆令和5年3月31日	教育委員会規則第6号
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定める件	◆令和5年3月31日	教育委員会告示第2号
徳島県教育財産管理規則	◆昭和45年3月31日	教育委員会規則第5号
徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規則	◆平成17年1月14日	教育委員会規則第1号

徳島県教育委員会行政組織規則 (tokushima.lg.jp)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二節 事務局

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、**教育委員会規則**で定める。

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、**指導主事**、**事務職員**及び**技術職員**を置くほか、**所要の職員**を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて**指導主事**その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、**学校(略)**における**教育課程**、**学習指導**その他**学校教育に関する専門的事項の指導**に関する**事務に従事する**。

4 指導主事は、**教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導**その他**学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者**でなければならない。指導主事は、**大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)**の**教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。)**をもつて充てることができる。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、**政令**で定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

第二章 事務局職員

(指導主事)

第四条(略) 教育委員会は、指導主事に大学以外の公立学校の教員をもつて充てようとする場合において、当該教員が他の教育委員会の任命に係る者であるときは、当該任命権者の同意を得なければならない。

2 都道府県に置かれる教育委員会が 県費負担教職員である教員を指導主事に充てようとする場合においては、当該教員が属する市町村の教育委員会の同意を得なければならない。

(職員の職の設置)

第六条 法令に特別の定があるものを除き、**教育委員会の事務局に置かれる職員の職の設置については、教育委員会規則で定める。**

社会教育法

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、**社会教育主事**を置く。

教育公務員特例法

(定義)

第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校(略)であつて地方公共団体が設置するもの(以下「公立学校」という。)の学長、校長(園長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに**教育委員会の専門的教育職員**をいう。

5 この法律で「専門的教育職員」とは、**指導主事及び社会教育主事**をいう。

未完成ですが……

徳島県教育委員会の課等の変遷

H2	H3	H6	H8	H12	H17	H22	H24	H28	R元	R4	
総務課		教育総務課						教育政策課			
秘書企画室	総務課秘書広報室		教育管理課	教育企画室							
						施設整備課					
						コンプライアンス推進室					
				教育改革推進チーム	教育改革課		教育戦略課	教育創生課			
管理課	義務教育課		教職員課								
	高校教育課										
指導課			学校教育課		学校政策課			学校教育課			
									グローバル・文化教育課		
				障害児教育課			特別支援教育課				
社会教育課	生涯学習課				生涯学習政策課			生涯学習課			
同和教育振興課			人権教育課								
文化課		文化財課				教育文化政策課		教育文化課			
体育保健課					スポーツ健康課	体育健康課		体育学校安全課		体育健康安全課	
福利課					福利厚生課						

令和5年度の道県教育委員会事務局の課等の名称

徳島県	北海道	秋田県	福井県	香川県	愛媛県	高知県	沖縄県
教育政策課	総務課	総務課	教育政策課	総務課	教育総務課	教育政策課	総務課
	教育政策課						働き方改革推進課
コンプライアンス推進室 (組織力向上推進室)							
施設整備課	施設課	(総務課施設整備室)					施設課
							教育支援課
教育創生課							
教職員課	教職員課		教職員課			教職員・福利課	学校人事課
	教職員事務課	教職員給与課					
	教職員育成課						
福利厚生課	福利課	福利課		健康福利課	(教職員厚生室)		
学校教育課 (学力向上推進室)	高校教育課	高校教育課	高校教育課 (特別支援教育室)	高校教育課	高校教育課	高等学校課 高等学校振興課	県立学校教育課
	義務教育課	義務教育課	義務教育課	義務教育課	義務教育課	小中学校課	義務教育課
	学力向上推進課						
		幼保推進課				幼保支援課	
	(幼児教育推進センター)						
特別支援教育課	特別支援教育課	特別支援教育課		特別支援教育課	特別支援教育課	特別支援教育課	
体育健康安全課	健康・体育課	保健体育課	保健体育課	保健体育課	保健体育課	保健体育課	保健体育課
	高校総体推進課						
人権教育課 (いじめ問題等対策室)	生徒指導・学校安全課			人権・同和教育課	人権教育課	人権教育・児童生徒課 学校安全対策課	
生涯学習課	社会教育課	生涯学習課	生涯学習・文化財課	生涯学習・文化財課	社会教育課	生涯学習課	生涯学習振興課
	文化財・博物館課	(生涯学習課文化財保護室)			文化財保護課		文化財課
	ICT教育推進課			新県立体育館 整備推進課			
	部活動改革推進課						

令和5年度 市町教育委員会組織の例

徳島市	鳴門市	小松島市	阿南市	吉野川市	阿波市	美馬市	三好市	石井町 松茂町 藍住町	つるぎ町 東みよし町
総務課	教育総務課	教育政策課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課			
		(学校再編推進室)	(学校再編推進室)	(学校再編準備室)					
学校教育課	学校教育課	学校課	学校教育課	学校教育課	学校教育課		学校教育課	学校教育課	学校教育課
	(教育支援室)								
体育保健給食課			スポーツ振興課						
			学校給食課						
社会教育課	生涯学習人権課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課	地域学習推進課	社会教育課	社会教育課	生涯学習課
	(高校総体推進室)	生涯学習課 人権教育推進室	人権教育課						
		生涯学習課 スポーツ振興室							

事務局職員の役割等

○ 職務の内容

【例】指導主事の場合

- ① 専門的な関わり（研修会の実施、学校訪問、指導・助言、対外的職務）
- ② 報告・連絡・相談（研修会講師との打合せ、通知・通達、電話連絡）
- ③ 調査・資料作成（議会答弁書、教育課題啓発・指導助言のための資料作成、政策提言作成等）
- ④ 専門的会議参加（伝達講習会、各種指導主事連絡協議会、首長部局との連絡協議会等）
- ⑤ 事務処理（開催通知・依頼文の作成、各種支出負担行為書作成、調査データ収集・整理、回覧文書処理等）
- ⑥ その他（会議の準備や片付け、講師接待、文書の印刷や発送作業等）

○ 報告・決裁等の流れ

教育政策課 (行政職)

主事 → 主任主事 → 主任 → 係長 → 主査兼係長
→ 課長補佐 → 副課長 → 主幹 → 政策調査幹 → 課長

教職員課

●給与担当：教育政策課と同じ

●人材育成担当：主事 → 主任主事 → 管理主事 → 主査兼係長 →
→ 課長補佐 → 統括管理主事 →

●人事担当：係長 → 主査兼管理主事 → 課長補佐兼管理主事
→ 統括管理主事 →

課長
↑
主幹
↑
副課長

学校教育課

- キャリア・消費者教育担当：主事 → 課長補佐 → 指導主事 →
班長 → GIGA・消費者教育担当室長 →
- グローバル人材育成担当：指導主事 → 班長 → グローバル・文化創造幹 →
- 教育文化創造担当：指導主事 → 班長 → グローバル・文化創造幹 →
- GIGA・学び創造担当：指導主事 → 統括指導主事 → GIGA・消費者教育担当室長 →
- 学力向上推進担当：指導主事 → 班長 → 統括指導主事 → 室長 →

課長
↑
副課長

事務局職員の役割等

○ 業務の特徴

✓ 担当制

- ・ 個業
- ・ 文書の管理や引き継ぎ資料が大切

✓ 報告・連絡・相談は迅速に!

- ・ 話が通っているのと、そうでないのでは大違い

✓ 決裁主義

- ・ 日常的なやりとりが大切



3 教育施策

(1) 「総合教育会議」と「教育大綱」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

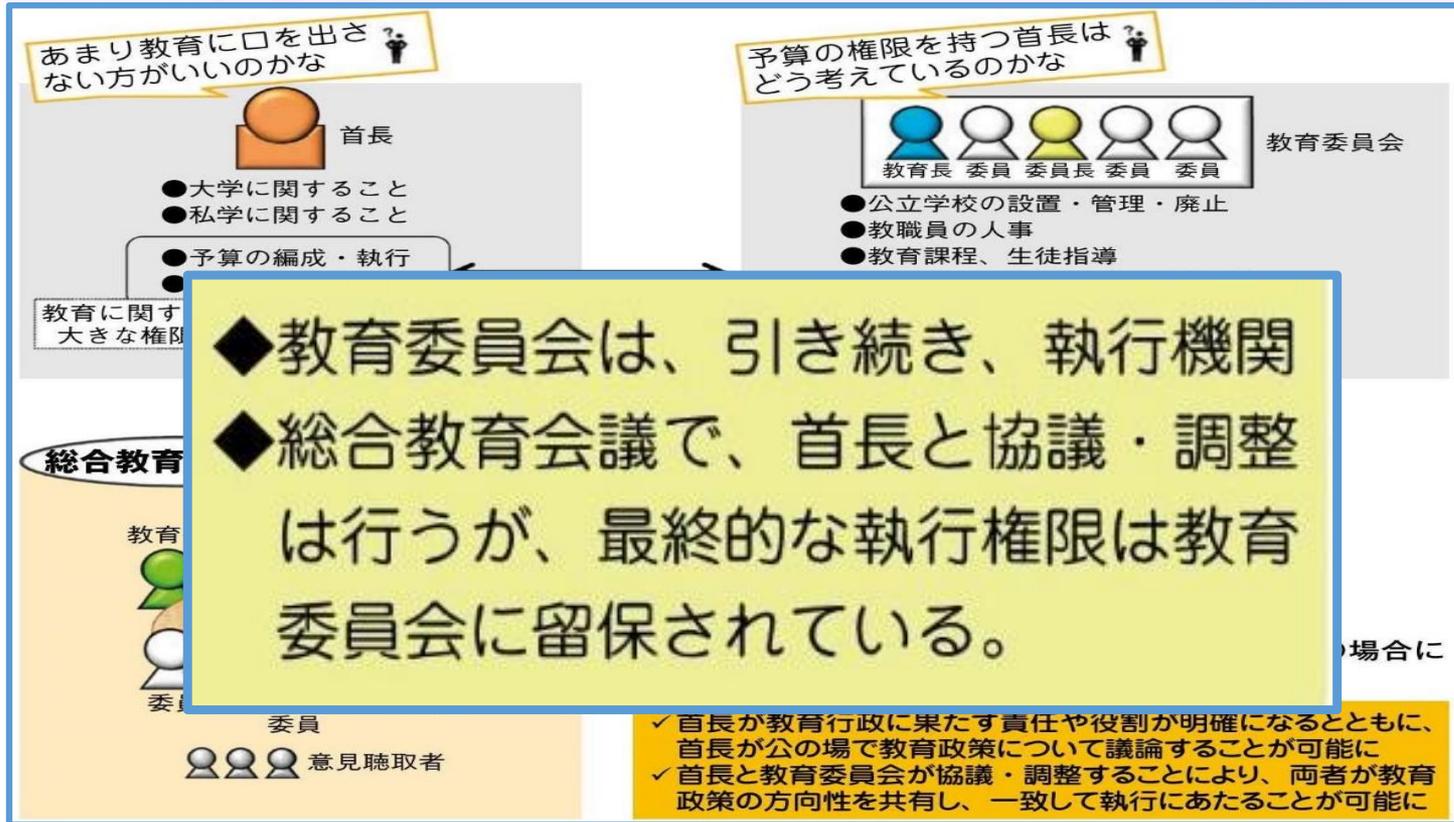
2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

教育振興基本計画（第4期）

[教育振興基本計画（概要）\(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp)

徳島教育大綱（第3期）

徳島県教育振興計画（第4期）

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・子ども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、**協調的**幸福と**獲得的**幸福のバランスを重視
- ・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に**社会の形成に参画**、持続的**社会の発展**に寄与
- ・「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等**国際化**、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献する**ESD**等を推進
- ・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実や**インクルーシブ教育システム**の推進による**多様な教育ニーズへの対応**
- ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視
- ・**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
- ・**ICT等の活用**による学び・交流機会、**アクセシビリティの向上**

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充
- ・**コミュニティ・スクール**と**地域学校協働活動**の一体的推進、家庭教育支援の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、**ICT環境**の整備、経済状況等によらない**学び確保**

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後もスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化 	<ul style="list-style-type: none"> ・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・この1年くらいに生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらい間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

次期「徳島教育大綱」の策定について

次期「大綱・振興計画」

「大綱と振興計画」を一つに「パッケージ化」した
「未来志向型の教育大綱」として策定

- ・大綱に、10年程度先の「教育の目指すべき姿」を展望した「**将来ビジョン編**」を**新設**
- ・**振興計画の計画期間**は、大綱と同様の「**4年間**」に設定
- ・大綱と振興計画を「パッケージ化」し、名称を「**徳島教育大綱**」として策定



一体的な施策体系を構築

徳島ならではの「未来教育」を創造！

理念編

基本方針	未来社会の創り手として果敢に挑戦する、夢と志あふれる「人財」の育成
人財の具体像	<ul style="list-style-type: none"> ① 夢と希望を持って、自らの可能性を伸ばし、個性を発揮しながら、DX・GXはじめ時代を牽引する技術を駆使するなど、未来を切り拓き、「果敢に挑戦する人財」 ② 人と人、人と地域のつながりを大切に、他者への共感や思いやりを持って、多様な価値観を持つ人々と共に輝き、「新たな価値を共創する人財」 ③ 郷土への愛や誇りにあふれ、グローバルな視野を持って、未来を志向し、主体的に考え、意欲的に学び続けながら、「地域のために行動する人財」

将来ビジョン編

将来ビジョン

I 「DX・GX」はじめ社会変革の時代を牽引する「未来社会の創り手」を育む確かな学びが充実している

II 「ダイバーシティ教育」のシナジー効果により、多様な価値観が尊重され、誰もが輝く共生社会の実現に向けた学びが充実している

III 地域や家庭で共に学び支え合う環境の中、「徳島ならではの郷土愛」を育む学びが充実している

行動計画編

重点項目

I DX・GXを先導！
未来を拓く力を育む教育の推進

II 志高く夢に挑戦！
個々の特性を活かした確かな学びを育む教育の推進

III 共生社会の実現！
全ての人の可能性を引き出し、多様性を育む教育の推進

IV 生涯いきいき！
人生100年時代のマルチステージで輝く教育の推進

V 共に学び支える！
地域・家庭・学校が
つながり、協働する教育の推進

VI レガシー継承！
「徳島ならではの歴史・文化・スポーツが躍動する教育の推進

新教育振興計画とのパッケージ化

「重点項目」に沿って、具体的な施策や数値目標を示す「徳島県教育振興計画」を、徳島県教育振興審議会の審議を経て、新たに策定

徳島県教育振興計画（第4期）

（素案）

(2)

政策 → 施策 → 事業 → 業務

政策 (policy)

国または自治体として、一定の分野や問題について、どのような方針と理念で取り組むかを示すもの

施策 (measure ; action)

政策を実現するための様々な取組や措置を、一定のグループにまとめたもの

事業 (project)

特定の施策の中に含まれる具体的な取組

業務 (business; service; operation)

事業を実際に執行する際に、担当係・担当者を決めて遂行する単位

教育政策の目標	基本施策（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話

○ 政策・施策・事業を創出する役割を

総教セ第495号
令和2年5月22日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県立総合教育センター所長
(公 印 省 略)

子供の学びを支え深化させるEdTech
活用推進事業の公募について (依頼)

日頃は、本県の情報教育推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、別添要項のとおり募集しますので、貴管内の小学校及び中学校へ周知してくださるようお願いいたします。
また、貴管内の事業実施希望校の応募書類をとりまとめ、次のとおり御提出くださるようお願いいたします。

- 1 提出書類 応募校の事業実施計画書 (様式1)
(補足資料がある場合にはそれも含む。)
- 2 提出方法 紙媒体を郵送又は持参し、電子媒体 (PDF) を電子メールにて送付すること。
- 3 提出期限 令和2年6月1日 (月) 正午 (電子媒体必着)
(各学校から市町村教育委員会への提出締切を令和2年5月29日としています。)
- 4 提出先 徳島県立総合教育センター教育情報課 情報戦略担当
郵便番号779-0108
徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7
電子メール johokyouiku@mt.tokushima-ec.ed.jp

⑨ 「オンライン教育」加速化事業



【令和2年度6月補正予算額 125,940千円】

1 目 的 臨時休業期間中、すべての県立学校の児童生徒及び教職員が「オンライン教育」に取り組み、学習指導や健康観察などで活用した知見を活かし、新たな指導方法の確立や家庭の通信環境などの課題解決につなげ、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの場を提供するため、「オンライン教育」の一層の推進を図るとともに、全県挙げて「GIGAスクール構想」を加速化する。

- 2 事業内容
- (1) ⑨ 「GIGAスクール構想」加速化事業 105,940千円
 4月補正予算において創設した、県立学校3校でのモデル実証をさらに充実し、一層の成果を上げるとともに、すべての県立学校で「オンライン教育」を提供することのできる環境を実装するため、「電子黒板等の整備」を行う。
 また、県立学校の義務教育段階の児童生徒が利用する学習者用端末の整備を行うとともに、急速に変容する教育現場を支援する「GIGAスクールサポーター」を配置する。
- ・電子黒板(22校205教室) 10,638千円
 - ・学習者用端末など 75,760千円
 - ・GIGAスクールサポーター 19,542千円
- (2) ⑨ 子供の学びを支え深化させるEdTech活用推進事業 20,000千円
 市町村立小中学校において、「オンライン教育」を推進し、県立学校におけるモデル事業との相乗効果により、県全体の「GIGAスクール構想」の加速化を図るため、オンライン教育のモデルとなる取組みを行う、意欲ある市町村に対し、機器等を無償貸与の上、実践的な研究を行う。
- ・学習者用端末 15,750千円
 - ・モバイルWi-Fiルーターなど 4,250千円

担当：総合教育センター

(知事)答弁

こうした状況のもと、議員から御提言いただきました高校生一人一台端末の早期実現と、これに伴う小中高一貫した一人一台体制のスピード感ある構築は、徳島の将来を担う子供さんたちの目線にしっかりと向き合う時宜にかなったアイデアである、このように受けとめさせていただくところであります。

早速、具現化に向けまして、**地方創生臨時交付金のうち十億円を活用して、一人一台タブレット端末を県が確保し、県立高校及び特別支援学校高等部の全ての生徒に対し、今年度、順次無償で貸与することにより、学校でも家庭でも切れ目なく対応することのできる新たなオンライン教育環境を全県的に構築いたしてまいります。**

今後とも、学校の臨時休業から得た貴重な教訓を生かし、Society5・0幕あけにふさわしい新時代の学びが一日も早く実現できますように、積極果敢に取り組みを進めてまいります。

一人一台タブレット端末の県立高校及び特別支援学校高等部の全ての生徒にする
無償貸与

- 1 教育政策課+学校教育課+総合教育センター
関係課指導主事(係長) → 担当上司レク → 課長・所長レク
→ 四役レク(教育長、副教育長、教育次長、他)
- 2 副知事レク
- 3 知事レク
- 4 教育政策課+学校教育課+総合教育センター
関係課指導主事(係長) → 担当上司レク → 課長・所長レク
→ 四役レク
- 5 徳島県教育委員会定例会報告
- 6 県議会文教厚生委員会(関係課長説明)
- 7 市町村教育委員会教育長への説明、校長会への説明
- 8 通達・広報

政策提言や施策・事業立案は、事務局の叡智を集結させるところ

gigaschool.tokushima-ec.ed.jp/videos/videos/view/60/ccbe4883d1e28ae1f8e0d381153bc0ae?frame_id=88

「徳島県GIGAスクール構想」ホームページへ

● 予算を意識した職務遂行

佐野県教育長の発言

…… この機会に、私が感じていることを申し上げますと、我々、公立学校の教職員は、めまぐるしく変化する社会情勢の中におきましても、これまで**学校経営の意識、コスト意識が持っていない部分がある**と考えております。公立学校が税金で運営される以上、教育に対して無尽蔵に投資をすることはできないし、当然、その費用対効果も考えなければならないと考えております。

すべての教職員がそのような意識を持ちながら、教育という大切な仕事に取り組んできたのか、もちろん、情熱を持って頑張っているんですけど、そういう視点が欠けていたのではないかと考えております。また、私からも、教育委員会からも、そういう意識を持たせるように発信してきたのか、ということ振り返りますと、十分ではなかったと考えております。

今後、学校経営に関して、全教職員がコスト意識を高め、新たな経営感覚を持って子どもたちに向き合うことができるよう、努めて参りたいと考えておりますし、徳島の未来を担う、背負う、子どもたちを育成して参りたいと考えております。……

おわりに

教育行政

教育に関わる法令に基づいて行われる作用

日常的に法令を意識した職務遂行を

政策・施策・事業を創出

予算を意識

幼児・児童・生徒の成長と
学校に関わるすべての人のことを
常に慮ることを忘れない